

福井県労働委員会の 個別労働関係トラブルのあっせん

秘密厳守 無料です

労働委員会のあっせんを利用してみませんか？

労働問題に経験豊富なあっせん員3名（弁護士、労働組合役員、会社役員など労働委員会の委員）が当事者双方のお話を伺い、解決に結びつく合意点を探りながら、歩み寄りによる解決を支援します



お気軽にご相談ください！

【労働委員会委員による相談】 労働問題の専門家が直接相談に応じます！

- 夜間労働相談会：毎月第4火曜日 福井市順化公民館 他 18:30～20:00【事前予約制】
- 休日労働相談会：例年 7・10・3月の休日に開催

※詳しい日程については、お電話をいただくか、労働委員会HPをご覧ください。

【事務局による相談】 随時実施 8:30～17:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

- 来所されての相談：事前に電話またはメールで予約をお願いします。
- 電話・メール相談：TEL.0776-20-0597(直通) E-mail:roui@pref.fukui.lg.jp

福 井 県 労 働 委 員 会

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17番1号（福井県庁10階）

ホームページ 福井県労働委員会

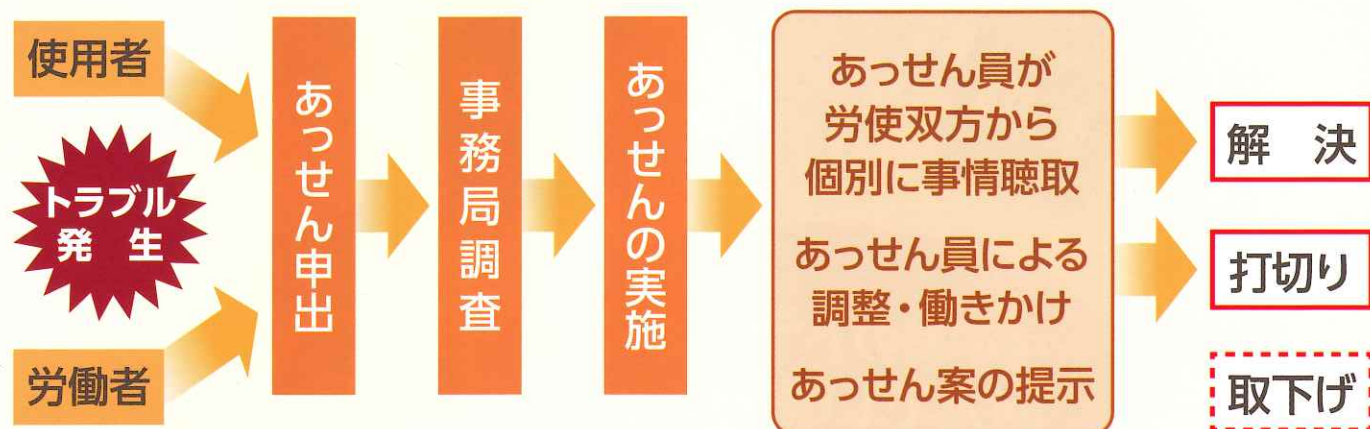
検索



個別的労使紛争の「あっせん」とは？

- 個々の労働者と使用者との間の労働条件等に関するトラブルや対立について、
- ◆当事者間での解決が困難な場合に、労働問題に経験豊富なあっせん員3名（弁護士、労働組合役員、会社役員など労働委員会の委員）が、公労使それぞれの立場から当事者双方の主張を確かめ、助言などを行います。
 - ◆解決に結びつく合意点を探りながら、双方の歩み寄りによる解決を支援するものです。

あっせんの流れは？



あっせんによる解決のメリットは？

- ◆手続きが簡単で無料、秘密厳守、非公開です。
- ◆紛争の拡大や長期化を防ぎます。
- ◆当事者双方の都合にもよりますが、あっせん回数は原則1回で、通常、申出から終結まで約1か月程度の短期間での解決を目指します。

あっせんの申請は誰ができるのですか？

福井県内に所在する事業所に雇用されている労働者（雇用形態は問いません）や使用者が申請できます。

必ず解決しますか？

- ◆あっせんは、法的な強制力を伴うものではなく、労働者と使用者があっせん員を介した話し合いを通じて、歩み寄りによるトラブルの解決を目指すものです。
- ◆双方の主張に隔たりが大きく、歩み寄りができない場合などは解決に至らず、あっせんが打切りとなります。